

返戻金制度

株式会社人と土の紹介により採用された求職者が、入社後、自己都合により退職した場合、または求職者本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合は、受領済みの紹介手数料の一部を、以下のとおり返還します。

1. 入社日から1か月未満で退職または解雇となった場合
受領済み紹介手数料の80%
2. 入社日から1か月以上3か月未満で退職または解雇となった場合
受領済み紹介手数料の50%

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、返還の対象外とします。

- (1) 採用企業の都合による解雇、退職勧奨その他の会社都合により雇用契約が終了した場合
- (2) 求人票、労働条件通知書その他採用時に明示された労働条件と、実際の労働条件が著しく異なることに起因して退職した場合
- (3) 採用企業における法令違反、ハラスメントその他採用企業の責めに帰すべき事由に起因して退職した場合

株式会社人と土